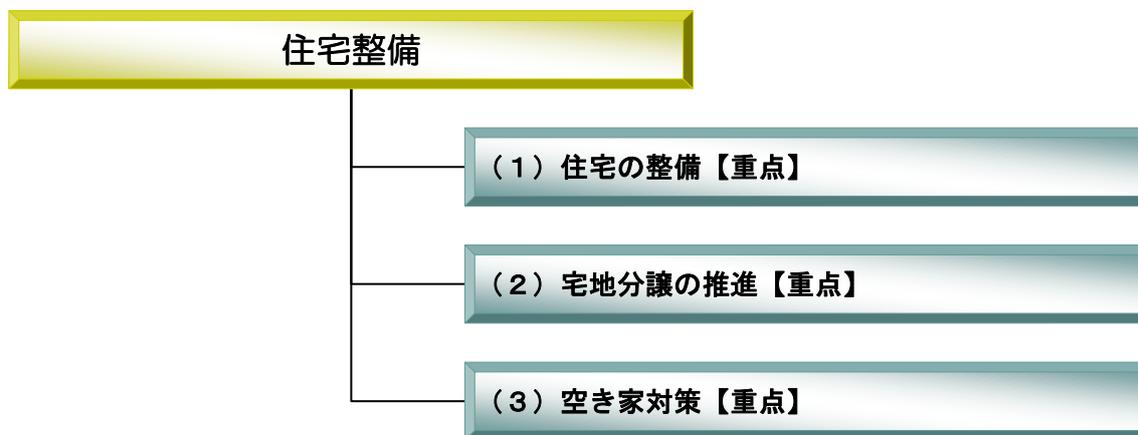


第2章 基盤整備

便利で快適に暮らせる基盤が整うまち

1. 住宅整備

【施策の体系】



【現状と課題】

本町における住宅環境は、若者の町外への流出に加え、少子高齢化による人口の減少に伴い、空き家の増加や高齢者世帯の増加など状況は変わりつつあります。また住環境への質的要求は高まっており、快適な住宅の整備が求められています。

このような中、空き家バンク事業として空き家の情報収集や情報提供を行ったり、町有宅地購入者が土地購入後、自宅等を建築する際の太陽光パネルの設置及び浄化槽設置について町単独の補助制度を整備して、町有宅地購入を奨励しています。また、平成23年度には、町有財産の処分基準を設け土地購入価格を明確にして町有宅地分譲を推進してきました。

しかしながら、空き家バンク事業では、U・Iターン希望者の需要に対し、提供して頂ける空き家が不足していることや、町有宅地についても分譲できた宅地は少ないのが現状です。今後、他の定住施策と連携しながら「ずっと川本町に住み続けたい」と思えるような魅力あるまちづくりを推進して、地域住民、U・J・Iターン者に対する情報発信を強化していくことが肝要です。

町営住宅については管理戸数324戸の内、既に耐用年限を経過した住宅が全体の20%程度あり、今後の維持、管理、建て替え等を含めた整備等が大きな課題となっています。平成24年3月に策定した川本町公営住宅等長寿命化計画（計画期間：H24年度からH33年度）によると、平成33年度の人口推計に対する公営住宅供給戸数は

220戸となっており、この計画に基づいた予防保全的な修繕、解体、整備を行う必要があります。

若者定住向け住宅は平成13年度に10戸整備されましたが、常に満室状態であるため、所得要件のない住宅整備が求められています。

【施策の内容】

(1) 住宅の整備【重点】

川本町公営住宅等長寿命化計画に基づいた住宅整備を行います。

- ・ 町営住宅を個別改善（質の高い住宅の整備）
- ・ 耐用年限を経過した住宅の解体
- ・ 町営住宅の建て替え

少子高齢化社会に対応した住宅整備を行います。

- ・ 建て替え時には低層、段差のない床、利用し易いトイレや浴室など高齢者等にも配慮した住宅整備を行います。

(2) 宅地分譲の推進【重点】

- ・ 他の定住施策と連携して、町有宅地購入に関する奨励施策等の情報を積極的に発信します。
- ・ 宅地未開発地を整備して町有宅地購入の選択肢を広げます。
- ・ 具体的な目標値を定め、町有宅地の分譲に取り組みます。

宅地分譲の数値目標

	残区画数 (平成23年度)	分譲目標 (平成33年度)
木路原地区	17区画	全区画
東光台E団地	4区画	全区画
三島玉繰団地	3区画	全区画
三原旧朝日中学校跡地		宅地整備、区画整理、分譲
因原旧江川荘跡地		宅地整備、区画整理、分譲

■基本計画

第2章 基盤整備

川本町公営住宅等長寿命化計画による公営住宅・改良住宅の長寿命化内容

	公営住宅			改良住宅			管理戸数		
	新規建設	個別改善	解体	新規建設	個別改善	解体	公営	改良	合計
H24		五反田風呂釜取替	半部団地の一部 7戸				218	99	317
H25		正田団地の一部					218	99	317
H26		正田団地の一部 三原団地の一部					218	99	317
H27		三原団地の一部	堂庭団地の一部 半部団地の残り		谷戸団地の一部		189	99	288
H28		三原団地の一部			谷戸団地の一部		189	99	288
H29		五反田団地の一部					189	99	288
H30		五反田団地の一部					189	99	288
H31			神田・井の迫・古布毛 各団地		天神町団地		148	99	247
H32			五反田団地の一部				116	99	215
H33	平屋5戸						121	99	220

(3) 空き家対策【重点】

川本町空き家バンク制度による町内の空き家の有効活用を通じて、町内での二地域居住や定住促進による地域の活性化を図ります。また、空き家バンク制度を利用した取引を円滑に行うため、国家資格である「宅地建物取引主任者」の資格取得のための講習会を実施し、合格者を「川本町住環境アドバイザー」として認定し、事業者と行政が連携した新たな空き家バンクの仕組みづくりを目指します。

2. 道路整備

【施策の体系】



【現状と課題】

中山間地域に位置する川本町では、道路は住民生活、産業活動、観光等において重要な役割を果たしており、町の交流を支える大きな要素となっています。

町内には山陰と山陽を結ぶ国道261号のほか、主要地方道4路線¹・一般県道5路線²があり、改良が進められてはいるものの充分とは言えず、より一層整備を推進していく必要があります。

町道は毎日の住民生活に直結した道路であるにも関わらず、改良率・舗装率とも低いのが現状です。また、設置後年数が経過した橋梁もあり、橋梁の長寿命化のため計画的な修繕が必要となっています。

農林道については、農林産物の生産・販売の基盤、産物の輸送路として必要なだけでなく、農村地域の生活を支える生活道としての機能も有しています。

これらの道路を整備することは、地域交流の拡大、地域の産業振興や観光の発展のみならず、救急医療、福祉・防災エリアの拡大など、これからの本町の発展のために重要な社会資本となります。今後は、未改良箇所を整備、改良率・舗装率の向上、適正な維持管理など、計画的な道路整備が重要となっています。

【施策の内容】

(1) 国道・県道の整備促進

少子高齢化が進む中、活力ある地域づくりや迅速な医療、救急体制の確立や広域で多様な地域間交流の基盤となる道路整備を進めていくため、主要地方道川本波多線の早期全線完成及び、仁摩邑南線・川本大家線・大田桜江線その他県道の整備改良を推進します。

¹ 主要地方道4路線：県道仁摩邑南線、温泉津川本線、川本波多線、大田桜江線

² 一般県道5路線：県道川本大家線、川本停車場線、別府川本線、日貫川本線、川本美郷線

■基本計画

第2章 基盤整備

(2) 町道の整備促進

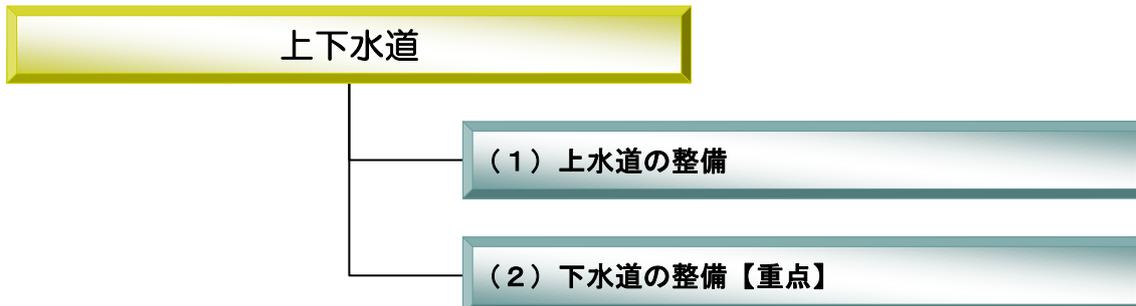
新規道路の改良、未改良部分の改良を行い、改良率の向上を目指すとともに、安全安心な道路を目指し、交通安全施設の整備、維持管理に努めます。また、橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、定期点検や計画的な整備を行います。

(3) 農林道の整備促進

広域営農団地農道及び一般農林道の整備、ふるさと農道緊急整備による農道保全および維持管理を行い農林業の振興を図ります。

3. 上下水道

【施策の体系】



【現状と課題】

川本町では、町民の生活環境基盤向上のため、安全で安定した水を供給することを基本に、平成21年度に「川本町水道ビジョン」を策定し、翌年には、3つの簡易水道と4つの飲料水供給施設を一つの簡易水道事業として統合しました。現在、有収率³が低くなっている施設も多く見受けられ、施設の老朽化が進んでいる状況です。今後は、計画性のある事業によって有収率を上げることにより生産性を高める必要があります。また、水道未普及地区の解消対策として、飲用井戸を設置しようとする方に対し飲料水供給施設整備事業による奨励金を交付し、未給水地区の解消に努力します。

また、下水道整備は、生活環境向上のために必要不可欠な事業です。近年、生活様式の変化に伴い合併浄化槽を設置される住宅が増加してはいるものの、町全体としては生活雑排水によって河川・水路の水質を悪化させている状況です。家屋が点在する本町の実情などを踏まえ、今後は、集合処理による下水道整備ではなく、三原地区農業集落排水処理地域を除く全ての地域を対象に個人設置型の合併処理浄化槽の整備を推進していく計画です。事業推進のためには、合併処理浄化槽の必要性についての啓発活動が必要と考えます。

【施策の内容】

(1) 上水道⁴の整備

簡易水道再編推進事業（統合簡水）により、第1期事業として旧飲料水供給施設（小谷・田原・笹畑・市井原）の改良を、第2期事業として旧簡易水道施設（川本・三原・三谷）の改良を予定しています。老朽管路等の更新を行うことで無収水量を減らし、有収率の向上を図ります。

また、飲料水供給施設整備事業の推進を図り、上水道の普及率向上に努めます。

³ 有収率：給水する水量と料金として収入のあった水量との比率

⁴ 上水道：ここでいう上水道とは、川本町簡易水道事業、組合運営等の簡易給水施設、及び飲料水供給施設整備事業で実施した飲用井戸をいう

■基本計画

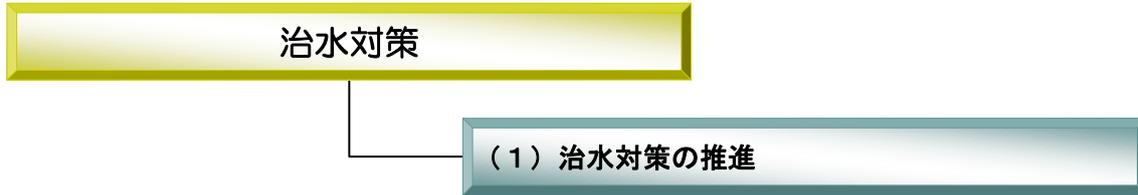
第2章 基盤整備

(2) 下水道の整備【重点】

今後、下水道を整備する上で集合処理型の整備は実施しないものの、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図る上で生活雑排水の処理は必要不可欠です。その処理方法の一つである合併処理浄化槽の設置を町全域において推進することで、下水道普及率を上げていきます。

4. 治水対策

【施策の体系】



【現状と課題】

川本町は昭和47年に発生した未曾有の豪雨災害以降、昭和58年、平成18年と度重なる豪雨災害により江の川が氾濫し、特に昭和47年の大水害では、家屋や耕地に留まらず、主要交通網が長期にわたり寸断されるなど、それまでにない甚大な被害となりました。

江の川水系の治水事業については、これまでの教訓を活かし、土地利用一体型水防災事業や護岸整備、内水排除対策として排水ポンプ車の配備や釜場の設置などにより整備されてきましたが、未だに無堤防区間が残されています。こうした地区では増水のたびに避難を余儀なくされたり、道路の冠水により通行止めとなったり、また内水の上昇による浸水など、多くの不安を抱えています。

多発する自然災害から住民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境を早急に実現し、あわせて地域の過疎化に歯止めをかけ、活力ある地域づくりを将来へ引き継いでいくために、治水対策の推進を図っていく必要があります。

【施策の内容】

(1) 治水対策の推進

治水対策事業については、久料谷・谷・谷戸・日向地区における治水対策計画策定と早期着工、江の川水系支流の三谷川・矢谷川・濁川八ッ面地区の局部改良事業の推進と早期完成、および因原地区の堤防内水排除処理施設の整備促進を図りながら、江の川上流域（広島県側）に比べて低い下流域（島根県側）の治水施設の整備を進めていきます。